

平成 29 年 天草市農業委員会第 4 回総会議事録

平成 29 年 4 月 25 日天草市役所別館 C 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（13 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	山本隆久君	4 番	中村三千人君
5 番	宮崎義一君	6 番	黒川紀世子君
7 番	松下二六一君	8 番	井島安一君
9 番	本田実君	10 番	小堀田幸一君
11 番	嶋田浩二君	12 番	富崎ますみ君
13 番	中川徹君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（0 名）

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	山並正	参事	小松通利
主査	田中剛史	主査	柿塚一
主査	大林喜光		

4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名人の指名について
- 日程第 2 議第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 22 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議第 24 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 6 議第 25 号 非農地通知書交付申請について
- 日程第 7 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（山並正君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成 29 年天草市農業委員会第 4 回総会を開催いたします。携帯電話につきましては電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中に出席いただきありがとうございます。4 月の人事異動がありまして、山本前局長が五和支所のまちづくり推進課に異動になられ、その後に山並局長が倉岳支所から来られました。また柿塚さんにつきましては、議会事務局にお勤めされていましたが、定年退職されて再任用で農業委員会に来られました。お二人とも農業関係部署の経験があられますので、これからの農業委員会の事務について期待しています。今後ともよろしくをお願いします。それでは、本日もよろしくをお願いします。

○事務局（山並正君） ありがとうございます。本日は、全員の委員が出席されていますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

---

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、8 番、井島委員、9 番、本田委員を指名致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 21 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 1 番と 2 番については同一の案件でありますので、まとめて説明してもよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい。

○事務局（小松通利君） それでは説明いたします。資料②の 1 ページをお開きください。有明町の譲受人は、有明町と大阪府阪南市の譲渡人より、有明町の田 846 m<sup>2</sup>と 1,086 m<sup>2</sup>をそれぞれ売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所有明支所楠甫出張所から西へ約 100m、青色で着色した松島有明有料道路の南側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要

件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の畑 332 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した地域交流センターおおくすから南東へ約500m、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の畑 1,395 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所五和支所から北西へ約900m、青色

で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には飼料作物を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 5 番について説明します。久玉町の譲受人は久玉町の譲渡人より、久玉町の田 955 m<sup>2</sup>と畑 721 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した牛深高校から東へ約 2.8km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 5 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の 2 ページをお開きください。6 番について説明します。深海町の譲受人は亀場町の譲渡人より、二浦町の畑 584 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した二浦小学校から南東へ約 1.3km、青色で着色した県道牛深天草線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 2 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 7番について説明します。五和町の譲受人は五和町の譲渡人より、五和町の畑643㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡五和農協五和西支店から南西へ約400m、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には柿を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 8番について説明します。下浦町の譲受人は、菊池郡菊陽町の譲渡人より、下浦町の畑113㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東小学校から東へ約1km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(小松通利君) 9番について説明します。本渡町の譲受人は、愛知県大府市の譲渡人より、本町の田1,524㎡と畑155㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本町小学校から東へ約2km、青色で着色した県道本渡荅北線の南側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。もう一枚現地の写真です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻及び茶を栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありますか。

○10番(小堀田幸一君) 10番小堀田です。さっきから、写真を見せてもらっていますが、きちんと管理されている所と草が生えたままの状態の所がある。ちゃんと耕作ができるような状態にしてから申請をするように、事務局から話をしてください。

○事務局(小松通利君) はい。分かりました。

○議長(鶴田雄士君) 他に質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長(鶴田雄士君) 日程第3、議第22号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(小松通利君) 資料②の3ページをお開きください。1番について説明します。転用者は栖本町の個人で栖本町の畑91㎡を道路にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本病院から北東へ約100m、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は土地改良法による換地処分された第1種農地です。第1種農地は、原則許可できませんが、集落に接続するため例外規定が適用され許可することが可能です。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が配置・排水

図になります。次が動画になります。土地利用計画の内容は、市道からの進入路として利用する計画です。資料③の3ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

○10番（小堀田幸一君） 10番小堀田です。手前の家の進入路と思いますが、向こう側まで通す必要があるんですか。手前も向こうも道路が通っているので必要がないと思う。向こう側の土地も、後々は宅地にすると考えているなら通す意味があるかもしれないけど。今のところ、その部分そのまま畑として残すなら、道路を通す必要がないし、農地を分断するから管理がしにくくなると思う。後々の計画があるなら、その計画を説明してもらえれば分かるけど、今の内容では、必要ないと言えないと思う。

○議長（鶴田雄士君） 宮崎委員、何か聞いていますか。

○5番（宮崎義一君） 特には何も聞いてないので、分かりません。

○10番（小堀田幸一君） この申請がダメとは言っていないけど、後々の計画が分からないままだと、審議できない。

○事務局（小松通利君） 再度、申請者に確認し、来月の総会にお諮りしたいと思います。

○10番（小堀田幸一君） はい。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は、申請者に意見を聞いてから次回の総会で諮ることになります。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 2番について説明します。転用者は志柿町の個人で志柿町の畑320㎡を宅地にする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した志柿小学校から東へ約800m、青色で着色した国道324号線の南側にある農地です。申請地は土地改良法による換地処分された第1種農地です。第1種農地は、原則許可できませんが、集落に接続するため例外規定が適用され許可することが可能です。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が配置・排水図になります。次が動画になります。土地利用計画の内容は、農業用倉庫の老朽化及び娘が同居するため現在の住宅では手狭である。1階を農業用倉庫、2階を住居とした、住宅兼農業用倉庫を建設する計画です。資料

③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。現地は既に農具置き場として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 3番と4番については同一案件でございますので、まとめて説明させていただきますよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい。

○事務局（小松通利君） それでは説明します。転用者は佐伊津町の個人で佐伊津町の田32㎡と畑413㎡を道路にする計画です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から北へ約700m、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が配置・排水図になります。次が動画になります。土地利用計画の内容は、地区の避難場所となっている現在の道は、階段があり高齢者や足の不自由な人たちには利用しにくいいため、電動車いす等が通れる誰にでも優しい通路を整備する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。



○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第23号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の4ページをお開きください。1番について説明します。転用者は本町の個人で、本町の田490㎡を売買により取得して、植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草空港から南へ約600m、青色で着色した県道本渡五和線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、椎茸栽培に使用するクヌギを30本植林する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に植林されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 2番について説明します。転用者は中村町の個人で、中村町の畑19㎡を贈与により取得して、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所別館から南東へ約300m、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、土地区画整理事業の際、渡し人から譲ってもらい名義も変更してあると思いブロック塀を設置していますが、最近になって名義が変わってないことが判明しました。今後も宅地として利用する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。現地は既に宅地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

○10番（小堀田幸一君） 10番小堀田です。何度もすみません。議案には、住宅を1棟、物

置1棟、駐車場を2台分と書いてありますが、この面積には無理でしょう。その部分なら宅地拡張だけ書いてもらわないと分からない。

○事務局（小松通利君） 今回転用する面積は19㎡ですが、宅地と合わせた全体の計画面積は371.37㎡ということになります。その全体の計画で審査する必要がありますので、全体の計画を記載しています。

○10番（小堀田幸一君） 分かりました。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 3番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の畑101㎡を贈与により取得して、宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本公民館から南西へ約200m、青色で着色した県道松島馬場線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、駐車スペースが狭く不便なため、自宅の駐車場2台分として利用する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。現地は、既に駐車場として利用されているため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 4番について説明します。転用者は和歌山市の個人で、久玉町の畑11㎡を売買により取得して、通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した久玉地区コミュニティセンターから東へ約100m、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある

域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、申請地に隣接する申請者名義の住宅が袋地となっており、道路に接していないため通路として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造設してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 資料②の5ページをお開きください。5番について説明します。

転用者は北原町の個人で、亀場町の田1,655㎡を賃貸借契約により借り受け、診療所とする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川小学校から北東へ約200m、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、外科診療所1棟、駐車場25台分及び通路として利用する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 6番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑240㎡を売買により取得して、貸境内地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所五和支所から北へ約1.5km、青色で着色した国道324号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次

が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、地域住民からの要望により、隣接する神社の境内地として利用する計画です。資料③の5ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に整備してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（小松通利君） 7番について説明します。転用者は倉岳町の法人で、倉岳町の田874㎡を使用貸借により借り受け、牛舎及び運動場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したえびすビーチから北へ約300m、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内にある農地であるため、原則転用できませんが、農業用施設用地のため農用地の用途区分変更により転用可能です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、経営規模拡大により牛舎が足りなくなったため、牛舎1棟を建設し、残地は運動場として利用する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（大林喜光君） 資料②の6ページをお開きください。8番について説明します。転用者は大阪府吹田市の個人で、五和町の畑349㎡を売買により取得して、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した総合交流ターミナル施設ユメールから東へ約100m、青色で着色した国道324号線の北側

にある農地です。申請地は概ね 10ha 以上の広がりのある区域内にある第 1 種農地です。第 1 種農地は、原則許可できませんが、集落に接続するため許可可能です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、義父母の住まいが老朽化し、建て替える必要があるため、住宅を 1 棟、2 台分の駐車場、残地を庭として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 8 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、9 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（大林喜光君） 9 番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑 257 m<sup>2</sup> を贈与により取得して、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所五和支所から東へ約 400m、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅への進入路が狭く、車両の出入りが不便なため、自宅に隣接する申請地を駐車場として利用する計画です。施工方法については、市土木課、市建設総務課と協議済みです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 9 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、10 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（小松通利君） 10 番について説明します。転用者は苓北町の個人で、本渡町の畑 427 m<sup>2</sup> を売買により取得して、貸資材置き場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所別館から西へ約 800m、青色

で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第 3 種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、転用者が代表を務める会社が天草市の工事を受注するようになり、土砂の仮置き場として需要が見込めるため、貸資材置き場として利用する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 10 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、11 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（小松通利君） 11 番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の畑 389 ㎡を贈与により取得して、太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から北へ約 1.2km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、太陽光パネル 126 枚、パワーコンディショナー 6 基を設置し、35.28kw の太陽光発電施設として利用し売電する計画です。資料③の 6 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 11 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、12 番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（小松通利君） 資料②の 7 ページをお開きください。12 番について説明します。転用者は宮地岳町の個人で、宮地岳町の田 351 ㎡と畑 737 ㎡を使用貸借により借り入れ、太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分

です。黄色で着色した宮地岳保育園から東へ約 700m、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、太陽光パネル 192 枚、パワーコンディショナーを 9 基設置し、50.88kw の太陽光発電施設として利用し売電する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 12 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 5、議第 24 号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第 24 号について説明します。資料②の 8 ページからご説明いたします。利用権の新規設定の計画が 251 件、再設定の計画が 11 件、合計で 262 件、総面積は 1,033,165.33 m<sup>2</sup>となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料②の 117 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました利用権設定 262 件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議第 25 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第 25 号について説明します。資料②の 118 ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、楠浦町 1 件、有明町 2 件、筆数は全体で 5 筆、面積

は合計で 3,388 m<sup>2</sup>となっております。現地確認を実施し、119 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(1)の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの、に該当する可能性があると思われま。スクリーンをご覧ください。1 番、2 番の申請地周辺の地図です。次が 1 番の航空写真です。次が 2 番の航空写真です。次が現地の写真になります。3 番、4 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。5 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。議案のとおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので山林として認定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 7、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 報告事項につきましては、資料②の 120 ページに記載しております。農地利用・形状変更届、第 4 条の許可不要転用届、第 5 条の許可不要転用届については、ございませんでした。以上です。

---

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 29 年天草市農業委員会第 4 回総会を閉会致します。

午後 3 時 20 分

閉 会

---

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 井島 一

署名委員 水田 真